（別表１）　　申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

（令和４年４月１日作成）

法　令　名	ＰＴＡ・青少年教育団体共済法
根拠条項	第15条
許認可等の種類	共済事業の廃止
法令の定め	第 15 条　共済団体は、共済事業を廃止しようとするときは、行政庁の承認を受けなければならない。
審査基準	
標準処理期間	総　期　間　　20　日~~・月~~　（注：休日は含まない。） 経由機関　　日・月　（　　） 協議機関　　日・月　（　　） 処分機関　　日・月　（　　）
処分担当課	（電話番号：　　）
申　請　先	北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課社会教育指導係 （電話番号：011-231-4111（内線）35-516）
問い合わせ先	同上　　（電話番号：　　）
備　考	http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sgg/shitei/shinsakizyunichiran.htm